

平成28年1月22日

入札執行調書・入札(契約)結果書

単位:円

入札執行機関	福島県県中流域下水道建設事務所	入札執行年月日	平成28年1月22日
		契約年月日	平成28年2月26日
委託業務の名称	流域下水道(二本松処理区)維持管理業務委託		
履行場所	あだたら清流センター(福島県二本松市榎戸二丁目96番地)		
業務の概要	下水道処理施設の維持管理	予定価格	
		263,898,000	
業者名	入札額及び再入札額		落札額 (契約額)
テスコ株式会社	(1) 248,800,000	(3)	263,412,000 落札
	(2) 243,900,000	(4)	
	(1)	(3)	
	(2)	(4)	
	(1)	(3)	
	(2)	(4)	
	(1)	(3)	
	(2)	(4)	
	(1)	(3)	
	(2)	(4)	
	(1)	(3)	
	(2)	(4)	
	(1)	(3)	
	(2)	(4)	

※ 上記入札額に、消費税を加算した額が地方自治法上の申し込みに係る価格である。

総合評価方式入札結果

入札執行権者 県中流域下水道建設事務所長

- 委託業務の名称 流域下水道(二本松処理区)維持管理業務委託
- 履行期間 平成28年4月1日～平成32年3月31日
- 履行場所 あだたら清流センター(二本松市榎戸二丁目96番地)

予定価格(円)
263,898,000

入札執行年月日	技術審査日
平成28年1月22日	平成28年1月20日

学識経験者の職氏名	落札者決定基準		落札者の決定	
	適	不適	適	不適
福島工業高等専門学校 副校長 芥川 一則	適	不適	平成27年10月27日	平成28年2月5日
日本大学工学部土木工学科 専任講師 佐藤 洋一	適	不適	平成27年10月27日	平成28年2月5日
福島大学共生システム理工学類システムマネジメント専攻 准教授 横尾 善之	適	不適	平成27年10月27日	平成28年2月5日

入札者	所在地	標準点	加算点	技術評価点 =(標準点+加算点) (A)	入札額 (円:税抜き) (B)	評価値算出価格 (円:税抜き) (C)	評価値 (A/C)×1,000,000	順位	備	考
1 テスコ株式会社	東京都千代田区	200	87.8	287.8	243,900,000	243,900,000	1.1799	1		
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
参加業者 1社										

※ 評価値は、少数第5位を切り捨て、少数第4位まで表記する。ただし、表記の値では順位が分からない場合は、順位が分かる桁数で表記する。

公告第278号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける流域下水道（二本松処理区）維持管理業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成27年11月20日

福島県中流域下水道建設事務所長 青山 徹

1 入札に付する事項

- (1) 調達する特定役務の件名及び数量 流域下水道（二本松処理区）維持管理業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書、業務要求水準書及び一般仕様書による。
- (3) 履行期間 平成28年4月1日から平成32年3月31日まで
- (4) 履行場所 あだたら清流センター（福島県二本松市榎戸二丁目96番地）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1)に掲げる条件をすべて満足している単独の者又は(2)に掲げる条件をすべて満足している共同企業体（2以上の者が当該入札に係る業務を共同連帯して請け負う場合における当該共同連帯関係にある各者により構成される企業体をいう。以下同じ。）であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 共同企業体でない単独の者の資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- イ この公告の日から入札の日までの間に福島県、国又は他の地方公共団体から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申し立てがなされていない者であること。
- エ 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条第1項の登録を受けている者であること。
- オ 平成23年4月1日以降に次に掲げるすべての施設を有する下水道終末処理場の維持管理業務を12月以上継続して行った実績を有している者であること。
 - (7) 標準活性汚泥法（高度処理の変法を含む。）を用いる水処理施設と同等以上の方法を用いる水処理施設
 - (4) 汚泥濃縮設備を有する汚泥処理施設

- カ 次に掲げる者を履行場所に配置できる者であること。なお、(7)の総括責任者は、
- (7) に掲げる者を兼務することができる。
 - (7) 総括責任者（下水道処理施設維持管理業者登録規程第3条第1号に規定する下水道処理施設管理技士（以下「下水道処理施設管理技士」という。）である者）
 - (4) 副総括責任者（下水道処理施設管理技士又は下水道法（昭和33年法律第79号）第22条第2項に規定する資格を有する者）
 - (7) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）別表第18第25号の酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者）
 - (5) 危険物取扱者（消防法（昭和23年法律第186号）第13条の2第1項に規定する甲種危険物取扱者免状又は乙種危険物取扱者免状（同法別表第1の第4類の項品名の欄に掲げる危険物に係るものに限る。）の交付を受けている者）
 - (4) 電気工事士（電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条第1項に規定する第一種電気工事士である者）
 - (4) 玉掛け技能者（クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）第221条各号に掲げる者）
 - (4) クレーン運転士（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第36条第15号に規定するクレーンの運転の業務に係る労働安全衛生法第59条第3項に規定する特別の教育を受けた者）
 - (7) 安全衛生推進者（労働安全衛生法第12条の2に規定する安全衛生推進者）
 - (5) 特定化学物質等作業主任者（労働安全衛生法別表第18第20号に規定する特定化学物質及び四アルキル鉛等又は旧・特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者）
- キ 共同企業体の構成員として本件入札に参加しない者であること。
- (2) 共同企業体の資格要件
- ア 構成員は、2者又は3者であること。
 - イ 自主結成であること。
 - ウ 各構成員の出資比率は、2者の場合はそれぞれ30%以上、3者の場合はそれぞれ20%以上であること。ただし、出資比率が最大の構成員が当該共同企業体の代表であること。
 - エ 共同企業体の結成に係る協定を締結していること。
 - オ 共同企業体の構成員のすべてが(1)のアからエまでに掲げる条件をすべて満足している者であること。
 - カ 共同企業体の代表である構成員が(1)のオ及びカ((7)に掲げる者に係るものに限る。)に掲げる条件を満足している者であること。
 - キ 共同企業体の構成員により(1)のカ((7)に掲げる者に係るものを除く。)に掲げる条件を満足している者をすべて配置できること。

ク 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独で本件入札に参加しないこと。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(1)に掲げる者にあつては2の(1)のイからカまでに掲げる事項について、2の(2)に掲げる者にあつては2の(2)のアからキまでに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成27年12月17日(木)午後5時までに次の場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号 963-0534 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
福島県県中流域下水道建設事務所総務課
電話番号 024-958-3861

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成27年11月20日(金)から同年12月17日(木)まで(土曜日、日曜日及び同年11月23日を除く。)午前8時30分から午後5時まで。

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、業務要求水準書、一般仕様書等を配布する。

- (1) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。

6 入札書及び技術提案書の提出期限及び提出場所

入札者は、入札書の中封筒に入れ封かんし、外封筒に入札書を封入した中封筒と技術提案書を同封し、書留郵便により配達日を指定して提出すること。

- (1) 配達指定期日 平成28年1月8日(金) ※午後5時15分までに到達すること
- (2) 提出場所 3に掲げる場所に同じ。

7 開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成28年1月22日(金) 午前10時
- (2) 場所 福島県県中流域下水道建設事務所会議室(福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地)

8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す

入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 入札方法

- (1) 本件入札は、総合評価方式一般競争入札により行う。
- (2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

11 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、次に掲げる式により算出された評価値が最も高い者を落札候補者とする。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} \div \text{評価値算出価格} \times 1,000,000$$

ア 評価値には小数点以下の有効桁数を設けないが、評価値の表記については、小数点以下第 5 位を切り捨てる。ただし、評価値の表記が同じである場合は、評価値の表記が異なることとなる桁数まで表記する。

イ 技術評価点は、標準点に加算点を加算した点とする。

ウ 標準点は、3 の入札参加資格の確認を受けた場合に付与される点であって、その点は、200 点とする。

エ 加算点は、入札説明書で示す落札者決定基準に基づき技術提案書を審査して算出された点とする。

オ 評価値算出価格は、入札価格とする。

- (2) 評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者について、流域下水道（二本松処理区）維持管理業務委託総合評価委員会の意見聴取等の後、落札者とする。

12 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: The maintenance and management of the Adatara Seiryu Centre, Regional Sewerage System Iset
- (2) Time-limit of tender (by mail) 5:15p. m. , 8 January 2016
- (3) Contact point for the notice: The Ken-chu Valley Sewerage System Facilities Construction Office, 5 Yamanoi, Hiwada, Koriyama-shi, Fukushima 963-0534 Japan TEL024-958-3861

(総務課)